

現三田市民病院跡地活用調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「現三田市民病院跡地活用調査業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

現三田市民病院跡地活用調査業務委託

(2) 業務の目的

三田市は、令和4年12月に「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想」(以下、「基本構想」という。)を策定し、現三田市民病院の跡地活用については、「回復期医療の民間病院の誘致と市休日応急診療センターの移設検討に加えて、地域完結型の医療提供体制の構築に向け、医療・福祉分野(例えば、緩和ケア等)も含めた跡地活用について、サウンディング型市場調査を実施しながら、今後検討を進める。」としている。

本業務は、基本構想を踏まえ、現三田市民病院の跡地活用について調査を行うことを目的としており、回復期医療の民間病院の誘致については、令和6年度予定している公募に向けた与条件整理を行い、その他の跡地活用については、実現可能性の高い分野や施設の洗い出し等を行うとともに、事業スキームの検討、事業工程の策定や事業化に向けた課題の整理等を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「現三田市民病院跡地活用調査業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ①回復期医療の民間病院の誘致の公募に向けた与条件整理について
- ②①で誘致する民間病院と連携し、地域完結型の医療提供体制の構築に向けて考えられる機能の把握とその実現可能性に向けた調査について

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

2. 予算

委託料の見積限度額は、12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

[年度割上限額] 令和4年度…0円、令和5年度…12,000,000円

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容		期日等
(1)	実施公告	令和5年2月9日(木)
(2)	質疑提出期限	令和5年2月15日(水)17時必着
(3)	質疑回答期限	令和5年2月20日(月)(市ホームページ掲載)
(4)	参加表明書提出期限	令和5年2月22日(水)17時必着
(5)	参加表明書審査	令和5年2月22日(水)～令和5年2月28日(火)
(6)	参加資格審査結果 (選定・非選定)通知	令和5年3月1日(水)
(7)	技術提案書提出期限	令和5年3月22日(水)17時必着
(8)	技術提案書審査 (プレゼンテーション)	令和5年3月29日(水) ※詳細は別途通知
(9)	プロポーザル審査結果 (特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 基本的要件

- ①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

<プロポーザル参加のための確認書類> ※追加資料の提供を求める場合があります。

①商業登記履歴事項全部証明書
②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明(その3の3) ※滞納がないことが確認できること
③財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書) ※最新1年分の決算数値がわかるもの
④印鑑登録証明書及び使用印鑑届(様式任意)

- ②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

(2) その他要件

過去 10 年以内に本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。

なお、本業務において「同種」とは、基本構想で示す回復期医療をはじめとした医療・福祉分野の導入に向けた跡地活用調査業務であることを示し、「類似」とは、その他公共施設等の跡地活用調査業務であることを示す。

6. 説明会の開催

実施しない。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書により下記 (3) のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 2 月 15 日（水）17：00 必着

(3) 提出先

三田市総合政策部未来戦略室地域医療推進課

メールアドレス：chiikiiryo@city.sanda.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、三田市からの回答期日は、令和 5 年 2 月 20 日（月）17:00 とする。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①参加表明書（様式 1）	各 1 部
②法人概要（様式 2）	
③法人業務実績（様式 3）	
④業務実施体制（様式 4）	
⑤予定(管理・主任)技術者の経歴等（様式 5）	
⑥予定(管理・主任)技術者の業務実績（様式 6）	

※様式 4 の「管理技術者」は業務責任者を、「主任技術者」は業務主任者を指す。

(2) 留意事項

- ①法人及び予定技術者(管理技術者及び主任技術者)の業務実績は、過去10年間に
おいて、同種・類似業務を受注し、実施したものを対象とすること。
なお、予定技術者との雇用関係を証明する書面(健康保険証等、記号番号等特定
に係る部分は黒塗りすること。)を併せて提出すること。
- ②業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制(様式4)に記載するととも
に、契約締結時に承諾手続きを経ること。ただし、管理技術者及び主任技術者を
第三者に委託することはできない。
- ③共同企業体での参加はできないものとする。
- ④記載した業務実績について、契約書又はTECRIS等の写しを提出すること。
また、予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書
等の該当部分の写しを添付すること。
- ⑤様式5及び6については、様式4「業務実施体制」に記載した予定技術者ごとに
作成すること。

(3) 提出期限

令和5年2月22日(水) 17:00 必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明でき
る方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等
は受け付けない。)

(5) 提出先

三田市総合政策部未来戦略室地域医療推進課
(送付先等は「15. 問合せ先」を参照)

9. 参加資格審査・通知

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案
書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理
由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

その場合の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日
以内に書面により行う。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は、令和5年3月1日(水)付の郵送で行い、併せて
電子メールを送信する。

(3) その他

参加資格を有する者が5者以上あった場合は、本要領「12. 審査基準等」の(1)技術提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として4者程度選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

10. 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書(様式7)	各12部 (正本1部、副本11部)
②業務の実施方針(様式8)	
③業務工程表(様式8)	
④特定テーマに対する技術提案(様式9)	
⑤見積書(様式任意)	

(2) 留意事項

- ①文字サイズは10ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。
- ②様式8を別紙で提出することができるものとする。別紙とする場合、実施方針、実施フロー、工程表の項目毎にA4用紙2枚若しくは、A3版1枚で提出することもできるものとする。
- ③本要領「1. 業務概要(4)」に示した特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマにつき指定様式4枚までとする。
※A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできるものとする。
- ④見積書には、仕様書等に記載された全ての業務の見積額を記載すること。

(3) 提出期限

令和5年3月22日(水) 17:00 必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

三田市総合政策部未来戦略室地域医療推進課
(送付先等は「15. 問合せ先」を参照)

11. プレゼンテーション

(1) 開催日時

令和5年3月29日(水) 13:00~

(2) 場所

三田市役所庁舎内会議室

(3) 出席者

予定管理技術者を含め3人とする。

(4) その他

- ①プロジェクター及びスクリーンは市において用意する。
- ②プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。
- ③プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明20分、質疑応答20分とする。
- ④プレゼンテーションの際に、技術提案書の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配布することができるものとする。資料を配布する場合は、プレゼンテーション資料を12部用意し、当日のプレゼンテーションの場で配布するものとする。

12. 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)」及び「(2) 技術提案書を特定するための基準(二次審査)」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (25点)	法人業務実績	法人として、過去10年間に於いて本業務と同種または類似の業務の実績を有しているか。	10点
	業務担当予定技術者の実績・能力	管理技術者及び主任技術者として、過去10年間に於いて本業務と同種または類似の業務の実績を有しているか。	5点
	業務担当予定技術者の実績・能力	専門的なノウハウや知識を有し、本市の業務委託においても活かすことが期待できる業務担当予定技術者であるか。	5点
	本業務の推進体制	業務担当責任者を補佐する担当者を複数配置するなど、本計画策定に向けた万全の体制として期待できる体制であるか。	5点

(2) 技術提案書を特定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
提案内容等 (30点)	全体的な提案内容	仕様書に沿った提案内容であるか。また、本業務に対する理解度、取組方針が明確であるか。	10点

	市民病院跡地活用調査に対する認識	現在の社会情勢や新たな社会潮流、市民病院跡地活用の最新動向を踏まえた提案となっているか。また、本市の現状や特有の課題について理解した提案となっているか。	10点
	市民病院跡地活用調査作業の工程	設定されたスケジュール及び作業工程は、具体性・実現可能性があるものとなっているか。	5点
	独自性	提案全体を通して、独自提案や優れた代替案等、提案内容が優れたものとなっているか。	5点
プレゼンテーション (10点)	業務担当予定技術者の説明	理解しやすい資料構成になっているか。業務担当予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。	5点
	取組意欲	業務担当予定技術者の質問に対する受け答えは適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	5点
特定テーマに対する企画提案 (20点)	回復期医療の民間病院誘致の公募に向けた与条件整理	本市の人口動態や患者推計等を踏まえた調査になっているか。 令和6年度に回復期医療機関の公募ができるだけの与条件整理が可能な調査になっているか。	10点
	誘致する民間病院と連携し、地域完結型の医療提供体制の構築に向けて考えられる機能の把握とその実現可能性に向けた調査	医療機関誘致以外の跡地活用に関する効果的なマーケットサウンディング調査の実施手法となっているか。	10点
見積書 (15点)	見積金額	見積金額による評価	15点

(3) その他

同評価の場合の優先項目は、次のとおりとする。

- ①分類「提案内容等」の合計得点が高い者
- ②分類「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ③参加見積書の金額が低い者
- ④上記においても同点の場合は、審査委員の多数決により決定する。

13. 技術提案書選定方法・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

14. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者(管理技術者及び主任技術者)は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ③審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ④見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ⑤本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。

- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15. 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所総合政策部未来戦略室地域医療推進課

TEL : 079-559-5086

Email : chiikiiryoyo@city.sanda.lg.jp